

**[事案 2020-340] 損害賠償請求**

・令和3年3月18日 不受理決定

※本事案の申立人は法人であり、[事案 2020-341]の申立人と同一法人である。

**<事案の概要>**

申立人と募集人との間で、申立人が紹介した見込み客の生命保険契約により、募集人が得た報酬の一定割合を申立人に支払うことを約束した覚書を締結していたところ、覚書に定めた金額の支払いを受けることができなかつた等として、本来申立人に支払うべき金額の支払い等を求めて申立てのあつたもの。

**<不受理の理由>**

申立内容の適格性について審査を行った結果、本申立は、募集手続には関連するものの、生命保険契約とは別個の覚書にもとづく権利義務に関するものであり、生命保険契約等に関する紛争とは認められず、また、申立人と保険会社との間には契約は存在せず、申立人は生命保険契約上の権利を有するものでもないこと等から、申立てを不受理とした。